令和７年度

志布志市健全化判断比率及び
資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

志布志市監査委員

目　　次

○　令和７年度志布志市健全化判断比率審査意見書

第１　審査の対象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第２　審査の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第３　審査の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第４　審査の結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

１　総合意見　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

２　個別意見　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

⑴　実質赤字比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

⑵　連結実質赤字比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

⑶　実質公債費比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

⑷　将来負担比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

３　是正改善を要する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

○　令和７年度志布志市資金不足比率審査意見書

第１　審査の対象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

第２　審査の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

第３　審査の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

第４　審査の結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

１　総合意見　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

２　個別意見　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

⑴　水道事業会計（法適用企業）　・・・・・・・・・・・・・・・　7

⑵　農業集落排水事業会計（法適用企業）　・・・・・・・・・・・　7

⑶　国民宿舎特別会計（法非適用企業）　・・・・・・・・・・・・　8

⑷　工業団地整備事業特別会計（法非適用企業）　・・・・・・・・　8

３　是正改善を要する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

○　別紙資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

令和７年度志布志市健全化判断比率審査意見書

第１　審査の対象

令和７年度志布志市実質赤字比率
令和７年度志布志市連結実質赤字比率
令和７年度志布志市実質公債費比率
令和７年度志布志市将来負担比率

第２　審査の期間

令和８年７月７日から同月29日まで

第３　審査の方法

健全化判断比率審査に当たっては、市長から提出された上記審査対象の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）等関係法令の規定に準拠して作成されているか、また、各比率を適正に表示しているかについて、志布志市監査基準に関する規程（平成29年志布志市監査委員訓令第２号）に基づき、慎重に審査を行った。

第４　審査の結果

１　総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令の規定に準拠して適正に作成されている。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字であり、いずれも良好な状態であると認められる。また、実質公債費比率は、早期健全化基準を下回っており、将来負担比率は算定されず、いずれも良好な状態にあると認められる。

（単位：％）

健全化判断比率	令和７年度	令和６年度	増減ﾎﾟｲﾝﾄ (R7-R6)	早期健全化基準	財政再生基準	備考
⑴ 実質赤字比率	－	－		13.10	20.0	-6.76
⑵ 連結実質赤字比率	－	－		18.10	30.0	-22.42
⑶ 実質公債費比率	9.8	10.1	-0.3	25.0	35.0	
⑷ 将来負担比率	－	－		350.0		-100.45

※１　実質黒字の場合は、「－」と記載し、備考欄に実質黒字の程度（比率）を負で併記している。

２　早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）により定められており、この基準を超えた場合には、財政健全化計画や財政再生計画の策定等が義務付けられる。

2　個別意見

⑴　実質赤字比率

一般会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

（単位：千円、％）

区　　分	令和７年度	令和６年度	比　較
歳入総額	35,312,809	32,174,661	3,138,148
歳出総額	34,499,754	31,153,488	3,346,266
形式収支	813,055	1,021,173	-208,118
翌年度へ繰り越すべき財源	25,649	18,837	6,812
実質収支額　（A）	787,406	1,002,336	-214,930
標準財政規模　（B） （臨時財政対策債発行可能額含む）	11,633,891	11,385,328	248,563
実質赤字比率 (A)/(B)×100	-6.76	-8.80	

※ 実質収支額が黒字のため、実質赤字比率については、黒字の程度を負で表示している。

実質収支額は前年度比21.44％（214,930千円）の減、標準財政規模は前年度比2.18％（248,563千円）の増となった。

また、実質収支が黒字のため実質赤字比率は算定されず、依然として良好な状態にあると認められる。

⑵　連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率である。

（単位：千円）

会　　計　　名	令和７年度				令和６年度実質収支額（剰余額）	比　較
	歳入総額	歳出総額	翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支額（剰余額）		
一般会計	35,312,809	34,499,754	25,649	787,406	1,002,336	-214,930
水道事業会計	1,222,886	161,007	0	1,061,872	1,107,331	-45,459
農業集落排水事業会計	173,569	58,550	0	115,019	62,970	52,049
国民健康保険特別会計	4,072,534	3,941,575	0	130,959	91,653	39,306
後期高齢者医療特別会計	523,592	519,932	0	3,660	1,979	1,681
介護保険特別会計	4,368,170	3,858,763	0	509,407	539,483	-30,076
国民宿舎特別会計	151,899	151,899	0	0	1	-1
工業団地整備事業特別会計	526,099	526,092	0	0	0	0
合　　計	46,351,558	43,717,572	25,649	2,608,323	2,805,753	-197,430

※１　水道事業会計及び農業集落排水事業会計の歳入総額は流動資産額、歳出総額は流動負債額から控除企業債等を減じたもの、剰余額は算入地方債現在高を含めたものを計上している。

※２　工業団地整備事業特別会計の剰余額は、算定されない（8ページ資金不足比率審査意見書２(4)参照）。

・ 連結実質赤字比率 ＝ $\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100\%$

＝ $\frac{-2,608,323}{11,633,891} \times 100\%$

＝ -22.42　％　（＝黒字のため該当なしとなる。）

※連結実質赤字額：一般会計、公営事業会計及び公営企業会計に係る実質的な収支額の合計が赤字であった場合の総額のことであるが、黒字の場合は、負（－）で表示している。

連結決算における実質収支は、前年度と比較すると、農業集落排水事業会計、国民健康保険特別会計等で増となり、一般会計、水道事業会計等で減となった。黒字の程度は、前年度比で7.04％（197,430千円）の減となり、比率が前年度比で2.22ポイント（前年度比率－24.64％）低下したものの、実質収支が黒字のため連結実質赤字比率は算定されず、依然として良好な状態にあると認められる。

⑶　実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、一般会計のみならず公営事業会計等の支払う元利償還金への一般会計からの繰出金、一部事務組合等の公債費経費を算入し、連結決算の考え方を導入している。

（単位：千円）

区　　分	令和７年度	令和６年度	比　較
ア　地方債の元利償還金に充てた一般財源等	2,348,542	2,436,826	−88,284
イ　準元利償還金	433,423	288,739	144,684
ウ　特定財源	104,882	67,629	37,253
エ　元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,709,773	1,790,766	−80,993
標　準　財　政　規　模	11,633,891	11,385,328	248,563

・ 実質公債費比率　$= \dfrac{(ア+イ)-(ウ+エ)}{標準財政規模-(エ)} \times 100\%$

$= \dfrac{967,310}{9,924,118} \times 100\%$

＝ 9.74706　％　（単年度）

9.8　％　（３か年平均）

※実質公債費比率(単位:%)

年　度	比　率
令和５年度	10.88929
令和６年度	9.03814
令和７年度	9.74706
３か年平均	9.89150

【アの内訳】令和７年度分　（単位：千円）

会計名	① 元金	② 利子	③ 元利計 (①+②)	④ 繰上償還及び借換債を財源として償還した額	ア (③−④)
一般会計	2,254,824	93,718	2,348,542	0	2,348,542

【イの内訳】令和７年度分　（単位：千円）

区　　分	準元利償還金	区　　分	準元利償還金
水道事業会計	29,132	大隅曽於地区消防組合	9,189
農業集落排水事業会計	110,869	債務負担行為で公債費に準ずるもの	270,216
国民宿舎特別会計	12,150	一時借入金利子	440
工業団地整備事業特別会計	1,427		
計			433,423

【ウの内訳】令和７年度分　（単位：千円）

区　　分	充当額
住宅使用料	44,516
令和３年度臨時財政対策債償還基金費分	8,321
令和５年度臨時財政対策債償還基金費分	22,768
令和６年度臨時財政対策債償還基金費分	29,277
計	104,882

【エの内訳】令和７年度分　（単位：千円）

算入区分	算入額
事業費補正算入分	102,545
公債費算入分	1,600,473
密度補正算入分	6,755
計	1,709,773

準元利償還金の増加により、単年度で前年度比0.7ポイント悪化したものの、３か年平均では前年度比0.3ポイント改善し、早期健全化基準値の25.0％を下回っているため、依然として良好な状態にあると認められる。

⑷　将来負担比率

この比率は、一般会計の地方債現在高、他会計が地方債償還に充てるための一般会計繰入見込額及び全職員の退職手当予定額等の将来における実質的な債務の標準財政規模に対する比率を表したものである。

（単位：千円）

区　　分	令和７年度	令和６年度	比　較
ア　将来負担額	22,658,960	22,640,282	18,678
イ　充当可能財源等	32,627,772	31,656,299	971,473
ウ　元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,709,773	1,790,766	−80,993
標　準　財　政　規　模	11,633,891	11,385,328	248,563

・ 将来負担比率　$= \dfrac{（ア）－（イ）}{標準財政規模－（ウ）} \times 100\%$

$= \dfrac{-9,968,812}{9,924,118} \times 100\%$

$= -100.45 \quad \%$

【アの内訳】　（単位：千円）

区　　分	ア　将来負担額		比　較
	令和７年度	令和６年度	
一般会計に係る地方債現在高	19,301,482	19,312,506	−11,024
債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0
一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額	750,860	805,607	−54,747
水道事業会計	245,331	273,164	−27,833
農業集落排水事業会計	493,424	378,272	115,152
国民宿舎特別会計	12,105	24,151	−12,046
工業団地整備事業特別会計	0	130,020	−130,020
組合等が起こした地方債償還に係る一般会計負担見込額	119,759	70,913	48,846
大隅曽於地区消防組合	119,759	70,913	48,846
退職手当支給予定額に係る一般会計負担見込額	2,327,989	2,249,642	78,347
一般職に属する職員	2,446,680	2,330,384	116,296
特別職に属する職員	11,321	20,430	−9,109
県市町村職員退職手当組合積立金積立不足額	−130,012	−101,172	−28,840
設立法人の債務等に対する一般会計負担見込額	158,870	201,614	−42,744
曽於東部土地改良区	137,675	174,600	−36,925
曽於南部土地改良区	21,195	27,014	−5,819
連結実質赤字額	0	0	0
組合等の連結実質赤字額に係る一般会計負担見込額	0	0	0
計	22,658,960	22,640,282	18,678

【イの内訳】　（単位：千円）

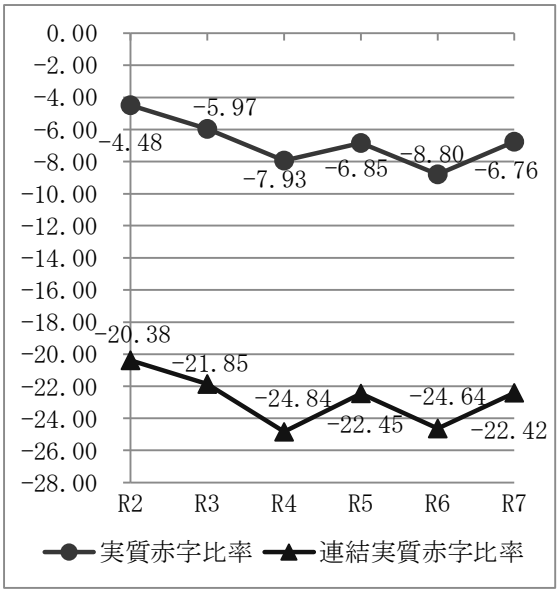
区　　分	イ　充当可能財源等		比　較
	令和７年度	令和６年度	
地方債の償還額等に充当可能な基金額	16,886,694	13,923,214	2,963,480
財政調整基金	2,867,582	2,094,977	772,605
減債基金	502,919	461,321	41,598
その他の基金	13,516,193	11,366,916	2,149,277
地方債の償還額等に充当可能な特定歳入見込額	450,116	490,753	−40,637
住宅使用料	450,116	490,753	−40,637
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	15,290,962	17,242,332	−1,951,370
公債費算入分	14,173,646	16,341,212	−2,167,566
事業費補正算入分	1,091,875	864,605	227,270
密度補正算入分	25,441	36,515	−11,074
計	32,627,772	31,656,299	971,473

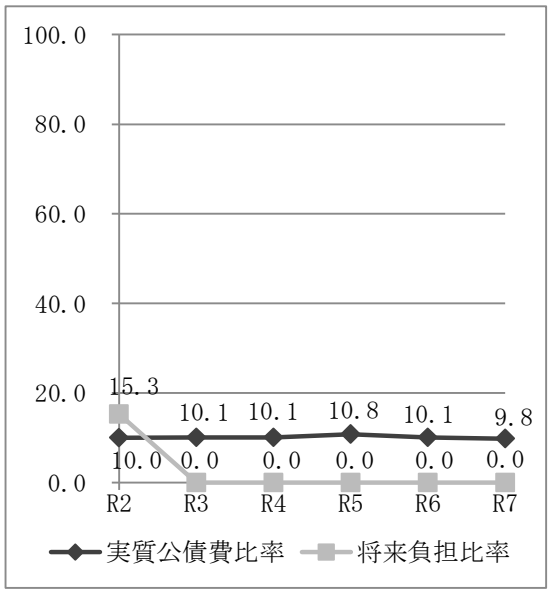
【ウの内訳】
⑶　実質公債費比率の【エの内訳】に同じ。

令和７年度においては、将来負担額のうち、退職手当支給予定額に係る一般会計負担見込額が78,347千円（3.48％）増加したものの、充当可能財源等のうち、施設整備事業基金の積立額が916,544千円（26.78％）増加したこと等により、地方債等の償還額等に充当可能な基金が2,963,480円（21.28％）増加している。

これらにより充当可能財源等が将来負担額を上回る結果となっており、将来負担比率が算定されず、良好な状態にあると認められる。

【健全化判断比率の推移】





４指標とも早期健全化基準値を下回っており、健全な財政運営が図られていることを認める。

今後も、指標の推移を十分注視し、健全で安定した財政運営に努められたい。

３　是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和７年度志布志市資金不足比率審査意見書

第１　審査の対象

令和７年度志布志市水道事業会計資金不足比率
令和７年度志布志市農業集落排水事業会計資金不足比率
令和７年度志布志市国民宿舎特別会計資金不足比率
令和７年度志布志市工業団地整備事業特別会計資金不足比率

第２　審査の期間

令和８年７月７日から同月29日まで

第３　審査の方法

資金不足比率審査に当たっては、市長から提出された上記審査対象の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令の規定に準拠して作成されているか、また、各会計の資金不足比率を適正に表示しているかについて、志布志市監査基準に関する規程に基づき、慎重に審査を行った。

第４　審査の結果

１　総合意見

審査に付された各公営企業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令の規定に準拠して適正に作成されている。

（単位：％）

公営企業会計名	資金不足比率	経営健全化基準	備考		
			令和７年度	令和６年度	比　較
水道事業会計	―	20.0	-223.41	-229.85	6.44
農業集落排水事業会計	―	20.0	-172.28	-92.68	-79.60
国民宿舎特別会計	―	20.0	0.0	0.0	0.0
工業団地整備事業特別会計	―	20.0	0.0	0.0	0.0

※１　黒字経営の場合は、「－」と記載し、備考欄に黒字経営の程度（比率）を負で併記している。
２　経営健全化基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令により定められており、この基準を超えた場合には、経営健全化計画の策定等が義務付けられる。
３　備考中の比較は、Ｒ７とＲ６を比較（Ｒ７－Ｒ６）した増減指数であり、負数は、黒字経営の程度が進行したことを意味している。

2　個別意見

公営企業における資金不足比率は、資金不足額（一般会計の実質赤字に相当する額）の営業収益等に対する比率である。

・ 資金不足比率　$= \dfrac{\text{資金不足額（A＋B－C）}}{\text{事業の規模}} \times 100\%$

（法適用企業の場合）

A　流動負債の額－控除企業債等
B　算入地方債の現在高
C　流動資産の額－控除財源等
事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

（法非適用企業の場合）

A　歳出総額
B　算入地方債の現在高
C　歳入総額－翌年度へ繰り越すべき財源
D　土地収入見込額
E　地方債残高＋他会計長期借入金
事業の規模＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額
※ただし、宅地造成事業を行っている場合
資金不足額＝A＋B－C－D＋E
事業の規模＝資本の額に相当する額＋負債の額に相当する額

⑴　水道事業会計【法適用企業】令和７年度分

（単位：千円）

流動資産		1,222,886	流動負債		237,026
	現金・預金	1,208,739		企業債	77,487
	未収金	8,457		未払金	150,058
	貯蔵品	4,373		前受金	0
	前払金	117		引当金	5,519
	その他流動資産	1,200		その他流動負債	3,962
受託工事収益額		0	営業収益		475,289
算入地方債の現在高		7			

・ 資金不足比率　$= \dfrac{-1,061,872}{475,289} \times 100\%$

$= -223.41$　％　（＝黒字のため該当なしとなる。）

⑵　農業集落排水事業会計【法適用企業】令和７年度分

（単位：千円）

流動資産		173,569	流動負債		171,791
	現金・預金	130,855		企業債	113,241
	未収金	42,664		未払金	56,767
	貯蔵品	0		前受金	0
	前払金	30		引当金	1,693
	その他流動資産	20		その他流動負債	90
受託工事収益額		0	営業収益		66,761
算入地方債の現在高		0			

・ 資金不足比率 $= \dfrac{-115,019}{66,761} \times 100\%$

$= -172.28$ ％ （＝黒字のため該当なしとなる。）

⑶ 国民宿舎特別会計【法非適用企業】令和７年度分

（単位：千円）

歳入総額	151,899	翌年度へ繰り越すべき財源	0
歳出総額	151,899		
形式収支	0	実質収支	0
受託工事収益額	0	営業収益	161,240

※１ 利用料金制度が採用されているため、営業収益には指定管理者の利用料金収入の額が算入される。
２ 算入地方債の現在高は、０のため表示していない。

・ 資金不足比率 $= \dfrac{0}{161,240} \times 100\%$

$= 0.0$ ％

⑷ 工業団地整備事業特別会計【法非適用企業】令和７年度分

（単位：千円）

歳入総額	526,099	翌年度へ繰り越すべき財源	0
歳出総額	526,092		
形式収支	7	実質収支	7
地方債現在高	322,900	資本・負債額	322,893
土地収入見込額	0		

※１ 宅地造成事業を行っている。
２ 算入地方債の現在高は、０のため表示していない。
３ 他会計長期借入金は、０のため表示していない。
４ A:526,092＋B:０－C:(526,099－0)－D:０＋E:（322,900＋０）＝322,893
５ A＋B－C－D＋E＞０となる場合は、A＋B－C－D＋E＝０とする。

・ 資金不足比率 $= \dfrac{0}{322,893} \times 100\%$

$= 0.0$ ％

各会計とも資金不足額が生じていないため、資金不足比率は、算定されない。

３ 是正改善を要する事項
特に指摘すべき事項はない。

【別紙資料】

用　　語	説　　明
標準財政規模	標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源ベースの収入規模を示す割合 （標準財政規模＝標準税収入額＋普通交付税＋臨時財政対策債発行予定額）
標準税収入額	基準財政収入額を一定の算入率で算出した金額のことで、標準的な税率において、収入されるであろうとされる税収額
基準財政収入額	普通交付税の算定に用いられるもので、財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で見込まれる税収入等を一定の方法によって算出した額
基準財政需要額	普通交付税の算定に用いられるもので、標準的な水準の行政サービスを行うために必要な経費を一定の方法によって算出した額
準元利償還金	次のアからオまでの合計額 ア　満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における１年当たりの元金償還金相当額 イ　一般会計から特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの ウ　組合等への負担金や補助金のうち、組合等の地方債の償還の財源に充てたと認められるもの エ　債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの オ　一時借入金の利子
公債費に準ずる債務負担行為	債務負担行為として予算に定めている支出額のうち、地方財政法（昭和23年法律第109号）第５条に規定する地方債を財源とすることができる経費に該当する債務負担行為

本市の会計区分イメージ図

